

高山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
18年度	人 7,922	千円 3,399,839	千円 119,477	千円 605,727	% 17.8

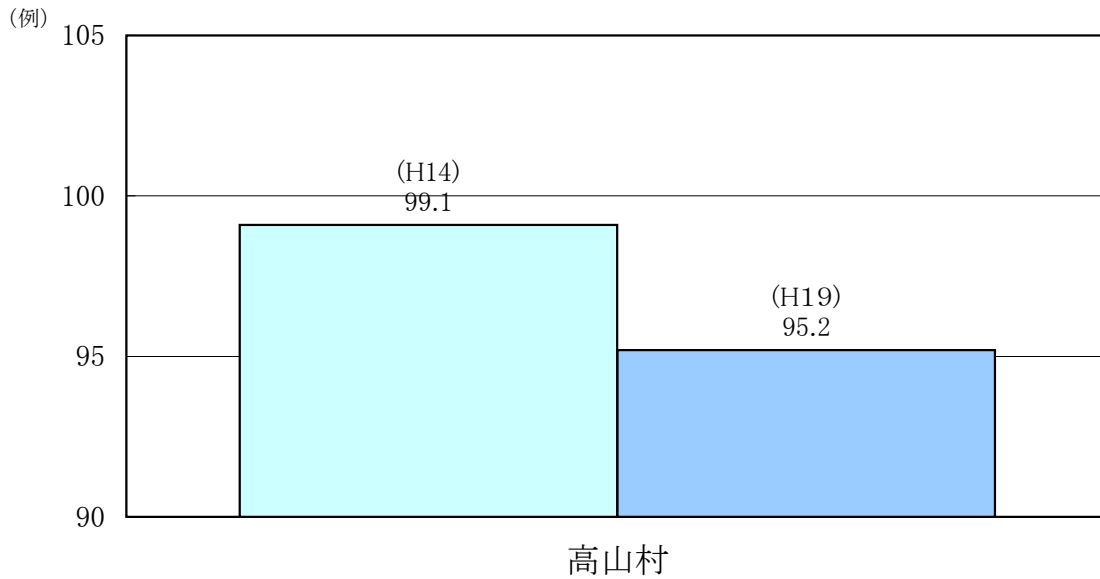
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)18年度平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
19年度	人 74	千円 240,696	千円 41,938	千円 101,965	千円 384,599	千円 5,197	千円 5760

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高山村	41.1 歳	312,153 円	339,488 円
国	歳	円	円

②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)
高山村	43.0 歳	9 人	232,700 円	242,576 円
国	歳	人	円	円

③教育職 該当なし

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高山村	歳	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		高山村	国
一般行政職	大学卒	165,094 円	170,200 円
	高校卒	134,248 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	127,555 円	円
	中学卒	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

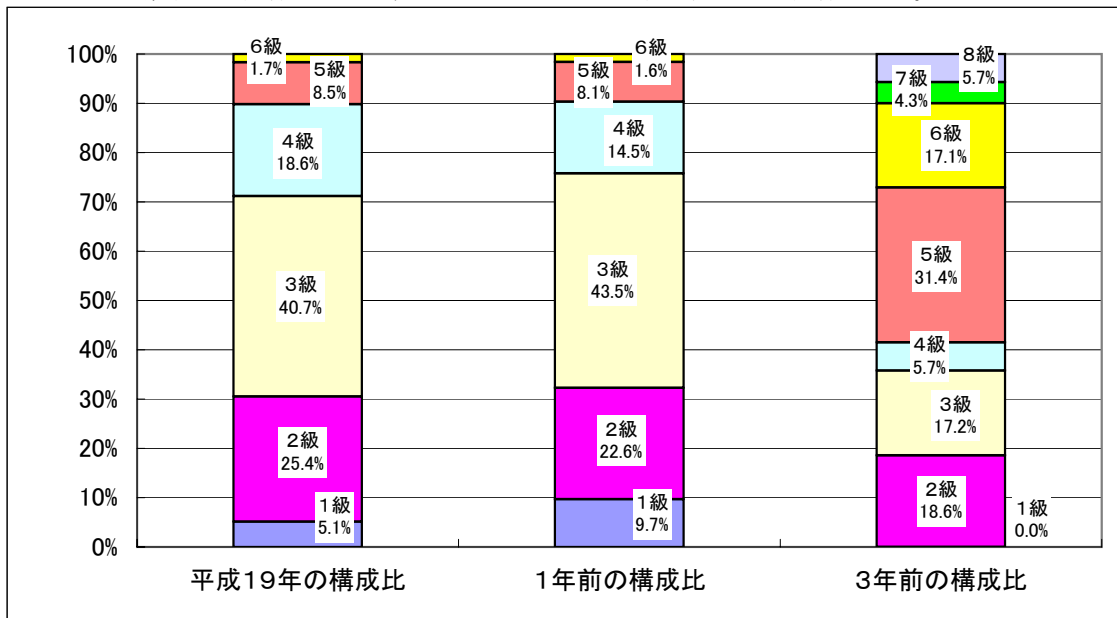
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

※技能労務職を除く

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長及び課長に相当する職のうち高度の知識経験を必要とする業務を行う職務又は、参事の職務	1 人	1.7 %
5 級	課長の職務・課長に相当する職務又は、副参事の職務	5 人	8.5 %
4 級	課長補佐の職務・主幹又は、これに相当する職務	11 人	18.6 %
3 級	係長の職務	24 人	40.7 %
2 級	主任の職務	15 人	25.4 %
1 級	主事補の職務・主事の職務又は、これに相当する職務	3 人	5.1 %

(注) 1 高山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、前1年間の勤務成績に応じて4号俸を標準として昇給することができる

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高山村	国
1人当たり平均支給額(19年度) 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.000 月分 勤勉手当 1.450 月分 ()月分 ()月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.000 月分 勤勉手当 1.450 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の良好な場合

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

高山村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算2~20% (退職時特別昇給 無	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.00 月分 27.30 月分 勤続25年 33.75 月分 42.12 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算2~20%

(3) 地域手当 支給なし

(19年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	428 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	53,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	11 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職員	滞納整理業務	月5,000円から7,000円
特別招集手当	水道職員	夜間除雪作業	1回500円
清掃作業手当	地力増進施設職員	ゴミ処理等清掃作業	月7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	6,773 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	92 千円
支給実績(17年度決算)	6,810 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	95 千円

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円外	同じ	無	13,356 千円	180,000 円
住居手当	借家27,000円外	同じ	無	3,840 千円	52,000 円
通勤手当	2,400円外	同じ	無	2,273 千円	30,000 円
管理職手当	7~10%	同じ	無	3,190 千円	245,000 円
寒冷地手当	17,800円外	同じ	無	5,204 千円	70,300 円
宿日直手当	4,200円	同じ	無	2,121 千円	28,600 円
				千円	円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	673,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 円/ 円
	副市町村長	(748,000 円)	円/ 円
	収入役	(624,000 円)	円/ 円
		(円)	円/ 円
報 酬	議 長	250,000 円	円/ 円
	副 議 長	(266,000 円)	円/ 円
	議 員	(181,000 円)	円/ 円
		(191,000 円) (161,000 円) (169,000 円)	円/ 円
期 末 手 当	市区町村長	(19年度支給割合) 3.3 月分	
	副市町村長	3.3 月分	
	収入役	(19年度支給割合) 3.3 月分	
	議 長	3.3 月分	
退 職 手 当	副 議 長	3.3 月分	
	議 員	3.3 月分	
	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	給料月額×勤続月数に応じた支給率報酬月額×44%×月数	
収入役	給料月額×勤続月数に応じた支給率報酬月額×26%×月数		
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

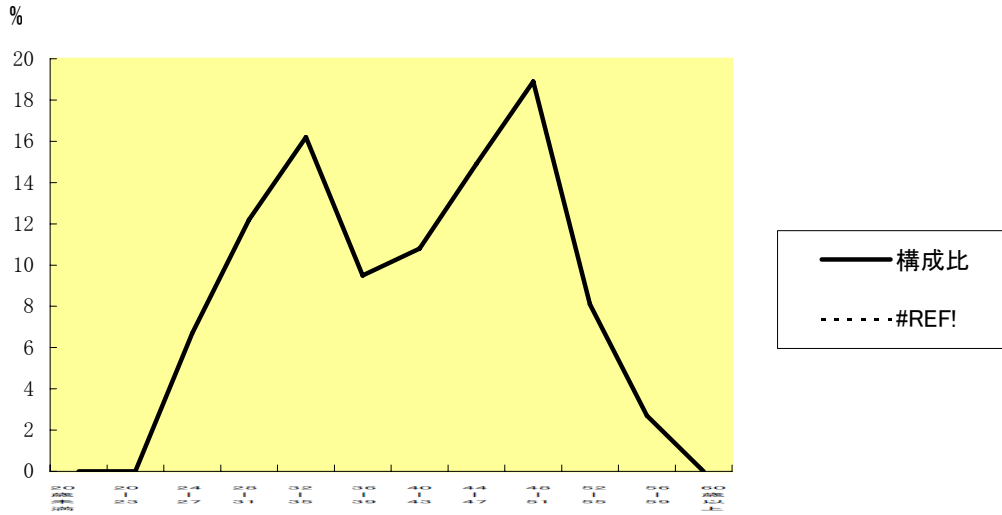
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	計	61	64	△3 保育所事務退職不補充△3 福祉部門事務定員減△1 地力増進施設退職不補充△1 公営企業会計から増2
	教 育 部 門		11	11	
	消 防 部 門				
	小 計		72	75	
公 営 企 業 会 計 等 部 門			3	5	△2 衛生部門へ△1 水道事務統廃合縮小△1
	小 計	3	5	△2	
合 計			75	80	△5
			[]	[]	[]

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 定員管理調査と合わせるため、教育長を入れた数値となっている。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数			5	9	12	7	8	11	14	6	2		74

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 86	人 79	人 △7	% △8.1

(参考) 高山村における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	△8.1 %

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	20年	17年～22年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	64	64	61		—	63
	増減					(%)	
教育	職員数	15	11	11		—	11
	増減					(%)	
消 防	職員数					—	
	増減					(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	7	5	3		—	5
	増減					(%)	
計	職員数	86	80	75		—	79
	増減		△6	△9		(%)	△8

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
18年度	77,996	13,184	15,692	20.1

区 分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	その他	
	人	千円	千円	千円	千円
18年度	2	7,774	4,617	3,301	15,692
					7,846

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（○年4月1日現在）

一般行政職に同じ

③ 職員の手当の状況

一般行政職に同じ

④定員管理の数値目標及び進捗状況

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→6(3)②を参照

高山村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	9人	43.0歳	232,700円	242,576円		歳	円	
学校給食外	9人	43.0歳	232,700円	242,576円	調理師	41歳	281,400円	0.83
	人	歳	円	円		歳	円	
	人	歳	円	円		歳	円	
	人	歳	円	円		歳	円	

※平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査表で公表されているもの

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年から18年の3年平均)

※技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
全 体			1			2	2		2	2		
給食外			1			2	2		2	2		

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職二表適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	支給要件	支給単位
清掃作業	ゴミ処理	月7,000円

ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号俸を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、事業拡張以外は原則退職者不補充としており、現在新規の採用は行っていない。

給与に関しては、国・県・近隣市町村の動向に注視して適宜判断をしていく。

3 具体的な取組み内容

本村では、民間の同種の給与水準と比較しても低い水準に給与の抑制を行っていることから、今後も適正な給与水準を維持して行く。

4 その他

今後も民間委託できるものについては充分検討し、技能労務職員の退職不補充を実施して行く。